

令和4年9月26日

課外活動団体代表者 各位

学生生活支援室長

小林 浩二

第3ターム期間中における課外活動の制限等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染対策については、政府や埼玉県による制限措置が継続されており、本学においても課外活動について対応しているところですが、第3ターム期間中における課外活動については、感染予防対策を講じながら、以下のとおり実施できることとします。

引き続き、埼玉大学学生行動指針に従い「感染しない。させない。」ことを第一に考え活動するとともに、今一度、基本に立ち返って感染防止対策を徹底するようお願いします。

なお、代表者は構成員全員に必ず本通知を周知徹底し、感染防止に努めるようお願いいたします。

○ 学内外における活動について

・学内外で課外活動を実施した際には、感染時の対応のため、必ず、当日に活動した構成員を記録する「活動報告書」等を提出してください。

活動報告書等：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/kagai/sinsei_1/

・合宿については、中止とします。ただし、今までと同様に引き続き、主催団体が感染防止対策に責任をもって開催する各種大会や公式戦に参加のため、遠方での開催等により宿泊を要する場合は許可しますので、「遠征・合宿届」に行程表、参加者名簿及び新型コロナウイルス感染予防対策に関する誓約書を添付のうえ、実施予定の1週間前までに学生支援課に提出してください。

遠征・合宿届：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/kagai/tetsuduki/

・全学講義棟の講義室の貸出を許可します。ただし、入試が実施される1週間前（11/14～11/20）は貸出を中止します。手続きについては、学生生活支援室HPで確認してください。

施設貸出：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/kagai/shisetsu/

・今までと同様に引き続き、課外活動団体の活動において、構成員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則、一週間活動を停止とします。

○ 学内における学外者の活動（練習試合等）について

学内における学外者の活動は、監督・コーチ、OB及び2団体以下の他大学の学生を原則とします。なお、学外者を学内にて活動させる場合（練習試合等）には、[令和3年3月25日付け「埼玉大学構内における学外者の課外活動への参加について（通知）」](#)の手続きを必ず行ってください。

○ 感染状況に変化があった場合について

今後、新型コロナウイルス感染状況に変化があった場合には、政府や都道府県の動向を踏まえ本学の対応も変更することもありますのでご了承ください。

以上